

令和7年10月10日

第28回水俣市農業委員会

第28回水俣市農業委員会

議長 (坂本隆司君)	<p>只今より、第28回水俣市農業委員会会議を開催いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は、14名です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、4番、金田一委員、5番、渕上委員にお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は、12名です。</p> <p>欠席者は、16番、蒔元推進委員、19番、岡本推進委員です。</p> <p>報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。</p> <p>本日は、13番、山下委員にお願いします。</p>
13番委員 (山下隆敏君)	<p>農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
議長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	<p>報告事項について、御説明申し上げます。</p> <p>報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。</p> <p>議案書は、1ページになります。</p> <p>2件ございます。</p> <p>転用目的は、記載のとおりでした。</p> <p>工事期間は、1番が令和6年7月19日まで、2番が令和7年10月1日まででございましたが、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。</p> <p>次に、報告事項（2）許可不要転用について、でございます。</p> <p>議案書は、2ページになります。</p> <p>1件でございます。</p> <p>届出人、土地の所在、地目は、記載のとおりでございます。</p> <p>1筆です。</p> <p>面積、及び転用面積は、記載のとおりです。</p> <p>理由は、記載のとおり、「農業資材、果実等の保管として、農業用倉庫を設置する」ため、でございます。</p> <p>場所については、3ページを御覧ください。</p> <p>4ページには、計画図を添付しています。</p>

	<p>次に、報告事項（3）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。</p> <p>議案書は、5ページから9ページになります。</p> <p>11件でございます。</p> <p>令和7年8月8日の第26回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。</p> <p>新規及び一時利用分については、議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和7年9月3日付で、熊本県知事が認可いたしました。</p> <p>特例事業による所有権移転については、議案書記載のとおり、令和7年9月2日付で、熊本県知事が認可いたしました。</p> <p>場所は、10ページから16ページを御覧ください。</p> <p>次に、報告事項（4）合意解約通知について、でございます。</p> <p>議案書は、17ページから18ページになります。</p> <p>4件ございます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、</p> <p>1番、2番が、当該農地を売却するため。</p> <p>3番、4番は、条件を変更し、改めて契約するため合意解約するものでございます。</p> <p>場所につきましては、19ページから21ページをご覧ください。</p> <p>なお、1番については、貸人、借人の間で所有権移転する予定で、後ほど議第91号において、御審議いただくことになっております。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第90号、非農地証明書交付について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
8番委員 (西本和代君)	はい、議長。
議長	はい、8番、西本委員にお願いします。
8番委員	<p>議第90号、非農地証明書交付について、説明いたします。</p> <p>23ページの1番、申請者は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳が畑、現況は山林化しています。</p> <p>面積は、32m²。</p> <p>もともとは、もう少し広い畑だったみたいですが、道路の工事の時に、残地となっていまして、今はその境に擁壁があって、梯子を掛けて上がらないといけないような場所になります。</p> <p>昔、梅の木か何かを植えてあったと思いますが、まだ木が生えて</p>

	<p>いますが、隣から草が入り込んで来て、とても農地の復元が出来るような所ではありませんでした。</p> <p>現地の確認を、9月の初めに司法書士の方と下見をしまして、10月6日に、行政書士の方、事務局の方、担当地区の推進委員の方と現地確認をしましたが、山林化してしまっているので、農地法第2条に規定する農地に該当しない、と思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>場所は、24、25ページが現状の写真です。</p> <p>あまりにも狭くて、農地の特定がしにくいような、山林化していました。</p> <p>御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第90号、非農地証明書交付について、は証明書を交付することとしてよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第90号、非農地証明書交付について、は農地法第2条第1項の農地には、該当しないため、証明書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議題91号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
8番委員	はい、議長。
議長	はい、8番、西本委員にお願いします。
8番委員	<p>議題91号、農地法第3条の許可申請の1番について、説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畠です。</p> <p>面積は、174m²。</p>

	<p>譲受人の方は、今は会社勤めをされていて、耕作地8, 330m²を、家庭菜園的に栽培されています。</p> <p>この土地も、先程の非農地の上と下みたいな感じになっています。9月初旬に、行政書士の先生と下見をして、10月6日に、行政書士の方、事務局の方、担当地区の推進委員の方と現地確認をしています。</p> <p>地図が、29ページですね。</p> <p>今、白菜、キャベツ、キュウリ等の苗を作っていました。</p> <p>凄く丁寧に、鹿対策等もされていて、頑張っておられるな、と思って見てきました。</p> <p>従いまして、農地法第3条の2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると思いますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
9番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議長	はい、9番、戸次委員にお願いします。
9番委員	<p>議題91号、農地法第3条の許可申請について、2番を御説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畠です。</p> <p>面積は、494m²です。</p> <p>場所は、30ページをご覧ください。</p> <p>譲受人は、譲渡人と親戚関係にありまして、遠くにいるから管理できないから、近くにいる、まずは叔父に相談したら、叔父は高齢の為管理できないということで、譲受人のほうに話がきまして、譲受人は、兄とお母さんの3人でやっておられまして、現在は、水稻と野菜を作っています。</p> <p>この土地は、裏が竹山で、猪の被害の防除が難しいということで、本当は野菜が作りたいけれど、梅を作るということです。</p> <p>そこは、現在耕作放棄地となっています。</p> <p>それをまた復旧するにあたっては、叔父等も力を貸してくれるということで、直ぐには無理ですが、時間をかけて復旧して、畠にしたい、という意欲は見えました。</p> <p>10月6日に、行政書士、事務局2名、推進委員、譲受人と現地で現場を確認しまして、そこまで行くには、かなりやぼくらで、難しいところもありますが、本人が若い気力でやるということでした。</p> <p>2人合わせて、年間従事日数は350日で、本人は200日となっています。</p> <p>以上のことから、農地法第3条の2項の各号には該当しないと思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>

13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議長	はい、13番、山下委員にお願いします。
13番委員	<p>議題91号、農地法第3条の許可申請について、3番を説明します。</p> <p>議案書は、27ページです。</p> <p>譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりで、面積は、290m²です。</p> <p>台帳現況共に畠になっています。</p> <p>譲受人は、年間150日以上従事され、耕運機も所有されており、野菜を栽培される予定です。</p> <p>申請地は、31ページを御覧ください。</p> <p>10月6日に、行政書士と森下推進委員、及び事務局と私で現地調査を行いました。</p> <p>周辺の農地の農業上の効率、且つ総合的な利用確保に支障のないものと考えます。</p> <p>従いまして、農地法第3条の2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
5番委員 (渕上正嗣君)	はい、議長。
議長	はい、5番、渕上委員にお願いします。
5番委員	<p>議題91号、農地法第3条の許可申請4番について、説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。</p> <p>面積も記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、新規就農になります。</p> <p>譲受人と配偶者の2人で農業をされています。</p> <p>今まで、実家や兄の手伝い等で、経験を積んでいるそうです。</p> <p>今回、自分で始めたいと、兄から土地の贈与を受けて、今まで以上に農業に従事し、少しずつ増やしていきたい、と考えておられるそうです。</p> <p>申請地は、議案書の32ページを御覧ください。</p> <p>10月6日に事務局、行政書士、推進委員と私で現地調査を行ってきました。</p> <p>自宅の近くで、周辺の農地は兄の農地で、綺麗に手入れされていました。</p> <p>従いまして、農地法第3条の2項の各号には該当せず、各要件は満たしていますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>

14番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議長	はい、14番、鬼塚委員にお願いします。
14番委員	<p>議題91号、農地法第3条の許可申請5番について、説明いたします。</p> <p>議案書は、28ページになります。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地の土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、7筆とも台帳現況共に畑で、面積は7筆合計で、10,626m²です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、譲受人の配偶者、両親とで経営されています。</p> <p>農作業従事日数は、譲受人が255日、配偶者が200日、父が255日、母が250日となっていました。</p> <p>譲受人の耕作面積は、水俣、芦北、出水にあります。</p> <p>合計80,142.61m²となっており、甘夏、不知火、デコポン、河内晩柑等を栽培されています。</p> <p>申請地は、議案書の33ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を、10月6日に事務局2名、行政書士、中村推進委員、譲受人の父、私の6名で行いました。</p> <p>農地の利用状況等を確認してまいりました。</p> <p>ここは、甘夏、不知火、デコポンですね。</p> <p>半々くらい栽培されており、大規模経営を行われてますが、よく管理されており、何ら問題ありませんでした。</p> <p>従いまして、農地法第3条の2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第91号、農地法第3条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第91号、農地法第3条の許可申請について、は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許

	<p>可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第92号、農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
10番委員 (稻田祐市君)	はい、議長。
議長	はい、10番、稻田委員にお願いします。
10番委員	<p>議第92号、農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は、35ページになります。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人とし、借人、転借人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。</p> <p>借地の地目は、台帳が田、現況は畑、面積は、142m²。</p> <p>始期終期は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間となっています。</p> <p>利用目的は、露地野菜栽培です。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権。</p> <p>借賃は、記載のとなっています。</p> <p>転借人は、自宅近くにある当用地を、7、8年前から貸人のほうから借りて、露地野菜等を栽培されています。</p> <p>ここは家の近くなので、家庭菜園等で管理されていたということです。</p> <p>転借人は、御本人と配偶者の協力をいただいて、農作業を頑張っておられます。</p> <p>自宅近くということで、農業従事日数は300日で、ほとんど農地につかりっきりで頑張っておられるようです。</p> <p>今回、この農地を農用地利用集積等促進計画に基づいて、借用されることになりました。</p> <p>場所は、36ページを御覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る、法律第18条第5項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第92号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は承認してよろしいですか。</p> <p>また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定</p>

	を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第92号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第28回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員